

県道の路肩崩壊に伴う一部全面通行止めの実施について(通知)

皆様方には、日頃から、県土整備行政の推進につきまして御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

この度、一般県道 小来川清滝線(日光市 滝ヶ原)において、路肩の崩壊が発生しました。道路利用者の安全を確保するため、一部区間(L= 6.0km)の全面通行止めを実施させていただきます。

今後、調査および設計を経て工事を行うため、復旧に時間を要します。皆様にご不便とご迷惑をお掛けいたしますが、御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

全面通行止め実施箇所：下記位置図のとおり

迂回路：裏面のとおり

通行止め開始時刻：令和7(2025)年4月4日(金) 16時40分から

通行止め解除予定：未定

担当課：日光土木事務所 保全部 保全第一課
連絡先 0288-53-1214



迂回路について

